

# 【佐賀市情報セキュリティポリシー】

佐 賀 市

平成30年6月

## 改定履歴

No	年 月	主な改定内容
1	平成 16 年 3 月	初版策定
2	平成 19 年 8 月	名称変更、項目追加による一部改定
3	平成 20 年 4 月	名称変更による一部改訂
4	平成 30 年 6 月	全面改訂 ・セキュリティポリシーの適用範囲の明確化 ・特定個人情報の取扱いに関する管理規程の策定を明記 ・統括情報セキュリティ責任者の設置 ・情報セキュリティインシデント対応実施手順の策定に伴う CSIRT（情報セキュリティ対応チーム：Computer Security Incident Response Team）の設置 ・ソーシャルメディアサービスを利用する際のルールの明記 等

## <序章>

### 1. 「佐賀市情報セキュリティポリシー」とは？

庁内の情報セキュリティを確保するための手順や対応策などをまとめた包括的な指針・基準のことです。

世間一般的にインターネットなどの IT 利用が進むにつれて、ホームページの改ざん、個人情報の流出、コンピュータウィルスの侵入などの問題が生じています。こうした課題に対しては、セキュリティ技術の適用を中心とした技術的対策が採られてきましたが、最近では第三者による情報の持出し、セキュリティ事故発生時における対処方法の未整備等、技術的対応だけでは解決できない問題が増えています。

そこで、佐賀市としても住民の個人情報等の情報資産を保護するために情報セキュリティの確保が重要な課題となり、技術的対応だけでなく、制度面も含めた総合的な対策として「**佐賀市情報セキュリティポリシー**」を策定しました。

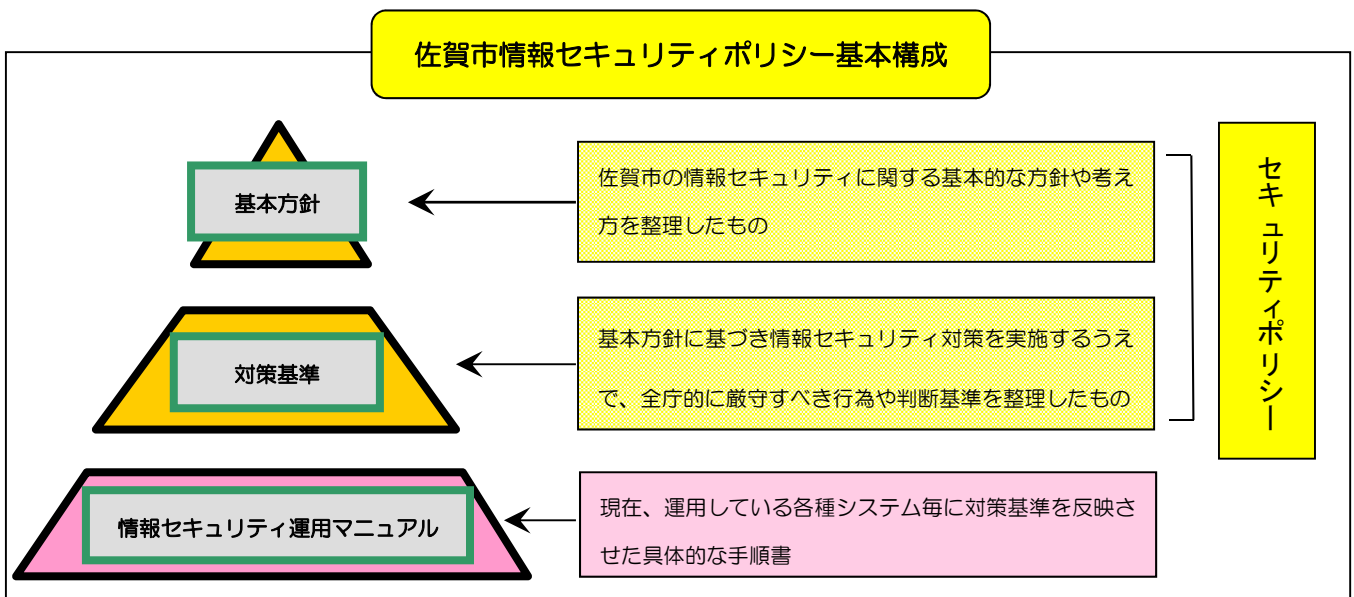
### 2. 具体的な構成内容は？

佐賀市情報セキュリティポリシーは「**基本方針**」と「**対策基準**」から構成されます。また、ポリシーを運用する上で必要となる「**運用マニュアル**」を整備します。

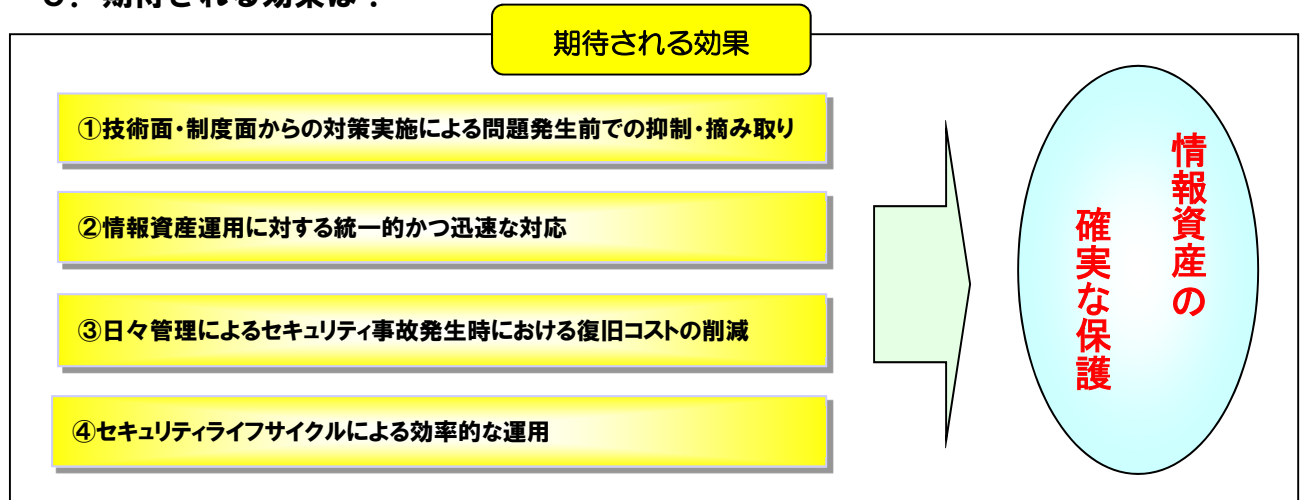
「**基本方針**」とは、情報セキュリティの基本的な考え方を整理したものであり、これにより佐賀市における情報セキュリティの今後の進むべき指針を明確にしています。

「**対策基準**」とは、「**基本方針**」に基づいた情報セキュリティ対策を実施する上で、佐賀市の全職員が遵守すべき行為や判断基準を統一的に定めたもので、様々な脅威に対する対応策を網羅した内容となっています。

「**運用マニュアル**」とは、各種システムや各課毎に、ポリシーに定められた基準を実施する上での実施手順やマニュアル類です。



### 3. 期待される効果は？



- ① 技術面・制度面から情報セキュリティ確保のための対策を講じ、情報漏洩や機器障害などの様々なセキュリティ問題の抑制が可能です。
- ② 組織で統一した対策を策定することにより、個人裁量での対策を防ぎ、また、職員共通認識・責任所在を明確にすることにより、問題に対する早期対応が可能です。
- ③ 日常のシステム運用をする中でセキュリティポリシーを意識した管理をすることにより、異常時における影響を最小限に留め、復旧コストの削減が可能です。
- ④ 「策定」「実施」「監査」「見直し」のセキュリティライフサイクルに沿った運用することにより、セキュリティレベルの向上が可能です。

佐賀市情報セキュリティポリシー  
(基本方針)

佐賀市

## 1 目的

佐賀市(以下、「本市」という。)が取り扱う情報には、特定個人情報を含む市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。そのため、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク並びに情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

このことから、本市は、情報資産に対する情報セキュリティ対策を実施するために、情報セキュリティポリシーを定めることとする。情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定める「基本方針」と、「基本方針」を実行に移すための遵守事項と判断基準を示す「対策基準」で構成される。

本文書は、本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針を定めるものである。

## 2 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

### (4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

### (5) 職員等

本市の情報資産を取り扱う全ての職員(嘱託職員、日雇職員及び委託契約により常駐する者等を含む。)をいう。

### (6) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (7) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (8) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及
- (6) その他、本市の情報資産の機密性、完全性、可用性を脅かす脅威

### 4 適用範囲

- (1) セキュリティポリシーの範囲

適用される行政機関は、市長部局、出納室、議会事務局、監査事務局、公平委員会、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局とする。

- (2) 情報資産の範囲

対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ① ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- ③ 情報システムの仕様書およびネットワーク図などのシステム関連文書

### 5 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

### 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

- (2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を重要度に基づき4段階に分類し、分類に応じた情報セキュリティ対策を行う。

- (3) 物理的セキュリティ

サーバ室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等には迅速かつ適切に対応するものとする。

## 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

## 9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

## 10 情報セキュリティ運用マニュアルの策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ運用マニュアルを策定するものとする。なお、情報セキュリティ運用マニュアルは、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 11 特定個人情報の取扱いに関する管理規程の策定

基本方針を実行に移すための遵守事項と判断基準および具体的手順として特定個人情報の取扱いに関する管理規程を策定するものとする。